

地区交通指導員の派遣依頼について

1 提出書類

行事開催日の 1 か月前までに次の書類を事務局（西尾市危機管理課）に提出してください。

（※提出が遅い場合、派遣できないこともあります。）

① **地区交通指導員派遣依頼書**

・最新の様式をご利用ください。（市ホームページ、危機管理課で配布）

② **位置図（次の 3 つを明記したもの）**

- ・指導員の立ち位置
- ・本部の位置（何かあったときに相談できる人がいる場所）
- ・指導員用の駐車場

③ **行事等の内容が分かる書類**

- ・行事の詳細やタイムスケジュール等が分かるもの
- ・巡回等をする場合は、そのルート図や立ち位置の分かる図面

④ **道路使用許可証の写し(西尾警察署に道路使用許可申請をした場合のみ)**

・祭礼行事などで道路を練り歩く場合は許可が必要になります。

※申請から派遣決定通知まで 7 日程かかります。ご注意ください。

2 派遣依頼する時の注意

① **派遣人数は必要最小限にしてください。**

・交通指導以外の内容（案内、警備員、駐車場整理など）は派遣できません。

② **指導員一人一日 4 時間を超える派遣はできません。**

・一人、1 ～ 2 時間までを基本とし、通行人が多い時間帯に限定するなど、必要最小限の時間にしてください。4 時間を超える場合は、交代要員の人数も派遣依頼してください。

3 その他

① **指導時間が連続 1 時間を超える場合は、1 時間ごとに必ず休憩を設け指導員の体調にご配慮ください。**

② 事務局の判断により、行事の内容、指導場所等が不相当と判断した場合には、修正のお願いや、派遣をお断りすることがあります。

③ 事業者のイベント等には派遣できません。また、神社等が主催するお祭りなどの場合は、地域の町内会長等の代表者から派遣依頼書を提出してください。

④ 熱中症の重篤化を防止するため、連絡方法等を事前に定めておいて下さい